



さくら

税務と経営

編集発行人
税理士

三木 泰

事務所 〒597-0083
貝塚市海塚3-9-17
TEL 072(431)1644

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

ワンポイント 成年年齢 4月から18歳に引下げ

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。税制においても、相続税や贈与税の計算の際に適用する未成年者控除のほか、個人住民税の非課税措置、贈与税の特例税率、相続時精算課税の適用者、事業承継税制の受贈者などの年齢要件が20歳から18歳となりました。

4月の税務と労務

- 国 税 / 3月分源泉所得税の納付 4月11日
- 国 税 / 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月2日
- 国 税 / 8月決算法人の中間申告 5月2日
- 国 税 / 5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 5月2日
- 地方税 / 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税 / 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日~4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税 / 軽自動車税の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務 / 労働者死傷病報告(休業4日未満:1月~3月分) 5月2日

デジタル庁

Digital Agency



デジタル庁の設置

令和3年9月1日に、内閣にデジタル庁が設置されました。デジタル社会の形成に関する施策は政府が進めていましたが、これを迅速かつ重点的に推進することが、デジタル庁の任務です。具体的には、デジタル社会の形成に関する重点計画の作成や推進、マイナンバーや法人番号制度の整備などを行います。

重点計画

デジタル社会の形成に関する重点計画は、令和3年12月に閣議決定されました。これにより、その前年に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」は、廃止されています。この計画では、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策が明記されています。重点計画では、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を、目指す姿としています。このような社会を実現するためには、①成長戦略、②医療・教育などの分野のデジタル化、③地域の活性化、④誰一人取り残さない、⑤人材の育成・確保、⑥国際戦略の推進、が求められています。

この重点計画は、令和4

年の年央を目途に、バージョンアップしたものを策定することを目指しています。

成長戦略

新型コロナウイルス感染症に対する対応では、国や地方の情報システムが十分に連携を取ることができなかつたことや行政の非効率、度重なるシステムトラブルの発生など、デジタル化をめぐる様々な課題が発生しました。政府はこれを逆にチャンスと捉えて、「覚悟を決めて」デジタルを最大限活用して課題解決を図る、としています。デジタルによる国や地方公共団体の情報システムの刷新や、デジタルに合致していない規制や制度、行政や人材の在り方について、本格的な構造改革を行うようです。さらに5Gや光ファイバー網などのインフラを全国的に整備し、自動配送や遠隔医療・オンライン教育の実施など、全産業のデジタル化を推し進めるとしています。

ローカル5G用無線局の免許人などについては、送受信装置や光ファイバーなどのローカル5G用設備のうち条件を満たすものを整備した場合には、一定の税額控除や特別償却、固定資産税の減免などの優遇措置が創設されています。

デジタル田園都市

稼ぐことができる産業を

地方に作り、地方に新たな人の流れを生み出す地方創生支援策は、従来から行われていました。今回閣議決定された重点計画では、ここにデジタルの力を全面的に活用して、地域の個性と豊かさを生かしつつ、都市部に負けない生産性・利便性を兼ね備えた、「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指すとしています。

デジタル田園都市国家を目指すために、様々な手続きや業務についてデジタル処理で完結させることや、公共サービスを提供する際にベンチャーなど民間の力を活用する新たな官民連携を可能にするなど、5つのデジタル原則を遵守し、オープンなデータ基盤の活用を進めていく必要があります。各地域の特定されたビジョンの実現や社会的解決などに向けて、国や地方公共団体だけでなく、産業界や大学、市民などを巻き込んで、デジタル田園都市国家構想の実現を図ります。

また、この事業を進めることで得たノウハウを、海外に展開していくことも、検討されています。

デジタル庁は、社会全体のデジタル化を推進していく際の司令塔としての役割を期待されています。デジタル改革や規制改革、行政改革に対して重要な役割をデジタル庁は担うことになります。

GI保護制度とは……………

地域で育まれた伝統があり、生産地と商品の品質などが結びついている農林水産物や食品などの名称を、知的財産として保護する制度を、「地理的表示 (GI) 保護制度」といいます。GIは、Geographical Indicationの略で、その名称から産地が特定でき、さらに商品の品質や社会的評価といった特性がその産地と結びついていることが特定できる名称を指します。

平成26年に制定された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」に基づいてGI保護制度が始まり、一定の基準を満たす産品にのみGIを使用することができるようになりました。そして、不正な地理的表示については、行政が取り締まりを行うことになりました。

日本でのGI保護……………

GI保護制度は、農林水産大臣に登録を申請し、審査を経て登録されることで、保護を受けられる制度です。

登録は、生産業者が単独で行うことはできません。複数の生産業者で組織する生産者団体が、生産地や生産方法などの基準を定めて、その産品とともに登録を申請します。登録が認められると、基準を満たす産品についてはGIや登録商標 (GIマーク) を使用することができます。その産品の品質管理は生産者団体が行いますので、GIやGIマークの使用はその生産者団体

地域 ブランドを 守る GI 保護



に加入している生産業者に限られます。生産者は、登録されている生産者団体に加入することでGIなどを使用することができ、また生産者団体は自由に加入できる制度にしておく必要があります。

GI保護制度は、生産者の利益を保護するだけでなく、表示を信頼した消費者などを保護することも目的としています。登録をすることで、訴訟などの負担をせずに自らの産品のブランドを守ることに繋がりますので、まだ登録をしていない産品の生産者や生産者団体は、登録を検討してみても良いかもしれません。

現在の状況……………

平成27年6月にGIの登録が開始されましたが、令和4年2月3日現在で40都道府県の110産品が登録されています。また海外の産品については、イタリアの「プロシュット ディ パルマ」と、ベトナムの「ルックガン ライチ」、「ビントゥアン ドラゴンフルーツ」の2か国・3産品が登録されています。登録されているGIは、農林水産省のホームページで検索できます。

もともとGIという考え方は1900年代初頭にヨーロッパで創設されたもので、世界100か国を超える国で保護制度が設けられています。WTO協定の附属書の一つにTRIPS協定がありますが、TRIPS協定ではGIが知的財産の一つとして位置付けられています。

海外におけるGI保護……………

日本と同等の水準を満たしているGI制度を有する外国とGIリストを交換し、GIを相互に保護することができる制度の整備が進められています。これによって、国内では外国産品の模倣品を排除することができ、外国では日本産品が保護されることで、国内の生産業者の登録負担を軽減できるメリットがあります。また外国で日本産品のブランド化にもつながることが期待できます。

例えば日本とEUとの経済連携協定では、日本はEUの71産品を、EUは日本の48産品を保護することになりました。ただし、EUの産品に日本のGIマークを付けることはできません。相手国のGIについて、相互に高いレベルで保護することが確認され、産品への表示だけではなく、広告やインターネットなどでの名称の使用についても、消費者に誤認させるような表示は禁止されており、例えば「〇〇県産ゴルゴンゾーラ」の表示は、GI侵害に該当しますので、商品名を決める際には、GI保護にも注意をする必要があります。

社会貢献に対する投資

環境や社会問題に対応する事業を資金使途とする債券を「ESG債」といいます。

ESG債には、CO2削減などの環境対策事業に対する「グリーンボンド」、インフラ整備など社会貢献事業に対する「ソーシャルボンド」と、両者の事業に対する「サステナビリティボンド」があります。

ESG債は、2007年に欧州投資銀行が発行してから、グリーンボンドを中心に年々発行額が増加しています。最近では、新型コロナウイルスの感染対策を資金使途とするソーシャルボンドの発行が多くなり、2020年の投資額は2018年と比べて約15%増加しています。

日本では、2015年に年金積立金管理運用独立行政法人が、ESGに配慮した投資を行うと宣言したことから投資額は増加しています。2020年の日本のESG債発行額は2兆1,339億円で、前年と比べて76%

増加しています。日本のESG債の発行額は、150億円程度が平均ですが、2020年には三菱UFJフィナンシャルグループがサステナビリティボンド960億円を、2021年には住宅金融支援機構がグリーンボンド1,000億円を発行するなど、比較的大きな金額で発行されているものも見られます。

ESG債を発行することで、社会貢献企業であることを対外的にアピールできるだけでなく、ESG投資に関心を持つ投資家層という従来の投資家層とは異なる層を取り込むことができるメリットがあります。

日本市場は、欧州市場に比べて規制の整備やESG情報の開示が遅れていると言われています。しかし、金融庁が気候やサステナビリティ情報について有価証券報告書で開示することの検討を開始したり、日本銀行が金融機関への考査においてSDGsやESGへの取り組み状況を確認することを発表したりと、ESG投資への関心の高まりがみられ、企業におけるESG活動の透明性の向上が期待されます。

東京証券取引所の再編

今まで東京証券取引所には、市場一部・市場二部・マザーズ・JASDAQ（スタンダードとグロース）の4つの市場区分がありました。これが今年の4月から、3つの市場区分に再編されます。新しい市場区分は、「プライム市場」、「スタンダード市場」、「グロース市場」です。従来の市場区分は、「コンセプトが曖昧で利便性が低いこと

や、上場会社が企業価値を向上させる仕組みになっていないことが問題でした。そこで新たな市場区分では、それぞれの区分のコンセプトを明確にしています。また、流動性やコーポレートガバナンスなどについて定量的・定性的な上場基準が設けられます。そして新規上場基準と上場維持基準を共通化することで、上場後も継続して基準を維持することが求められるようになります。

プラットフォーマー

インターネット上で、利用者とサービス提供者を結びつける情報基盤をプラットフォームと呼び、このプラットフォームを運営する事業者をプラットフォーマーといいます。検索エンジンの「Google」、デジタルデバイスの「Apple」、SNSの「Facebook」、ネットショッピングの「Amazon」が世界の4大プラットフォーマーで、それらの頭文字をとって「GAFA（ガーファ）」とも呼ばれています。

プラットフォーマーの特徴の一つに、経営資源の保有が不要であることが挙げられます。

例えば料理宅配のUberEatsは、宅配に必要な車を保有していません。またオンライン動画共有プラットフォームのYouTubeでは、オリジナルコンテンツを制作しません。このことによって固定費がかからないことがプラットフォーマーの強さにつながっています。